

第一 前文

次の前文を置くこと。

「今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、多くの女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これにより、それらの女性は、その尊厳と名誉を著しく害されるとともに、心身にわたり生涯いやすことのできない傷を負うこととなった。

しかるに、我が国は、戦後五十年余を経た今日に至るまで、このことに対し国として十分な対応を行ってきたとは言い難く、そのような中で、被害を受けた女性の高齢化が進んでいる。

このような状況を踏まえ、我が国が、それらの女性の切実な要求と我が国の対応に対する内外の批判にこたえるべく、誠意をもってこの問題の解決に取り組むことは、緊要な課題であり、また、関係諸国民と我が国民との信頼関係をより強固なものとしていく上で不可欠なこともある。そして、そのような取組を主体的かつ積極的に進めることは、女性に対する暴力の撤廃に向かって努力している国際社会に

おいて、同様の過ちを繰り返さないとの我が国の決意を改めて明らかにし、ひいては女性に対する暴力の撤廃の問題に対する我が国の姿勢を示すことにもつながるものであると信ずる。

ここに、戦時における性的強制に係る問題の解決を図ることを目指して、戦時における性的強制及びそれによる被害の実態を明らかにしつつ、当該被害を受けた女性の尊厳と名誉が害された事実について謝罪と償いの意を表すための措置を我が国の責任において講ずるために必要な基本的事項を定めるため、この法律を制定する。」

(前文関係)

第二 戦時における性的強制及び戦時性的強制被害者

一 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいうこと。

二 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性をいうこと。

第三 謝罪と償いの意を表すための措置等

(第一条関係)

- 一 政府は、できるだけ速やかに、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名誉が害された事実について謝罪と償いの意を表すために必要な措置を講ずるものとする。
- 二 一の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。
- 三 政府は、一の措置と併せて、戦時における性的強制及びそれによる被害の実態を解明するために必要な調査を行うものとする。

3

(第二条関係)

第四 関係国の政府等との関係に関する配慮

政府は、第三の一の措置を講ずるに当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行うよう特に配慮するものとする。

(第三条関係)

第五 戦時性的強制被害者の人権への配慮等

政府は、第三の一の措置を実施するに当たっては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

(第四条関係)

第六 国民の理解

政府は、第三の一の措置を講ずるに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(第五条関係)

4

第七 財政上の措置等

政府は、戦時における性的強制に係る問題の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第六条関係)

第八 国会に対する年次報告等

政府は、毎年、国会に、戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関して講じた施策について報

告するとともに、その概要を公表しなければならないこと。

(第七条関係)

#### 第九 戦時性的強制問題調査会

- 一 総理府に、戦時性的強制問題調査会（以下「調査会」という。）を置くこと。
- 二 調査会は、次に掲げる事務をつかさどること。

1 第三の三の調査を行い、その結果を内閣総理大臣に報告すること。

2 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、戦時における性的強制に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議すること。

5

三 調査会は、二二の重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができること。

四 調査会は、二一の調査及び報告を行うに当たっては、関係国等における戦時における性的強制に係る問題の状況等を踏まえつつ、その迅速な実施に努めるとともに、戦時性的強制被害者その他の関係人の名誉を害しないよう配慮しなければならないこと。

五 内閣総理大臣は、二一の報告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、その概要を公表しな

ければならないこと。

六 調査会は、委員十五人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命すること。

七 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置くこと。

(第八条及び第九条関係)

#### 第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、二に係る改正規定は、公布の日から施行すること。

二 内閣府設置法の施行日である平成十三年一月六日以降においては、調査会は、内閣府に設置すること。

三 この法律は、一の政令で定める日から起算して十年を経過した日にその効力を失うこと。

四 その他所要の規定を整備すること。

(附則関係)

6